



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年4月27日火曜日 第201号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出(10件).....(中予地方局農村整備第一課)... 692
 土地改良区の定款変更の認可(22件).....(")... 695
 土地改良区連合の定款変更の認可.....(")... 696
 道路の区域変更(県道美川松山線).....(中予地方局久万高原土木事務所)... 697
 道路の区域変更(県道野村柳谷線).....(")... 697
 道路の供用開始(").....(")... 697
 土地改良区連合の定款変更の認可.....(南予地方局農村整備課)... 697

公 告

えひめICT学習支援システム開発・運用保守業務の委託.....(義務教育課)... 697

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....(選挙管理委員会)... 698

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第542号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松浦景一	松山市上伊台町912-4
"	中野博	松山市上伊台町145
"	重松一広	松山市下伊台町1733-2
"	山内均	松山市下伊台町269
"	片山千恵子	松山市下伊台町402-1
"	松本茂幸	松山市下伊台町822
"	池内勝	松山市下伊台町967
"	河野正幸	松山市下伊台町1708-6
"	高橋誠治	松山市下伊台町1050
"	中野耕治	松山市上伊台町142
"	木戸重博	松山市上伊台町185-2
"	松田文和	松山市上伊台町683
"	大崎啓三	松山市上伊台町895
監事	松本英治	松山市下伊台町1776-1
"	寺本勝志	松山市下伊台町808
"	仙波直樹	松山市下伊台町1180-4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松浦景一	松山市上伊台町912-4
"	中野博	松山市上伊台町145
"	重松一広	松山市下伊台町1733-2
"	吉田正志	松山市下伊台町299-2
"	築山佳夫	松山市下伊台町570-1
"	松本茂幸	松山市下伊台町822
"	池内勝	松山市下伊台町967
"	河野正幸	松山市下伊台町1708-6
"	高橋誠治	松山市下伊台町1050
"	中野耕治	松山市上伊台町142
"	木戸重博	松山市上伊台町185-2
"	松田文和	松山市上伊台町683
"	大崎啓三	松山市上伊台町895
監事	川端悦延	松山市下伊台町203
"	松本英治	松山市下伊台町1776-1
"	三好光	松山市食場町136-1

○愛媛県告示第543号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	江戸貴幸	松山市畑寺3丁目15-32
"	林賢二	松山市畑寺2丁目16-3

"	高 田 敏 充	松山市畑寺1丁目5-1
"	山 本 章 二	松山市畑寺2丁目10-3
"	江 戸 正 一	松山市畑寺3丁目15-13
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺4丁目3-24
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺2丁目8-22
"	森 川 惠 克	松山市畑寺1丁目1-5
監 事	江 戸 恒 志	松山市畑寺3丁目18-15
"	高 田 稔	松山市畑寺2丁目10-33
"	竹 村 元 收	松山市三町3丁目14-15

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺3丁目15-32
"	林 賢 二	松山市畑寺2丁目16-3
"	高 田 敏 充	松山市畑寺1丁目5-1
"	山 本 章 二	松山市畑寺2丁目10-3
"	江 戸 正 一	松山市畑寺3丁目15-13
"	朝 山 和 孝	松山市畑寺4丁目3-24
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺2丁目8-22
"	森 川 惠 克	松山市畑寺1丁目1-5
監 事	山 本 武	松山市畑寺2丁目18-17
"	江 戸 恒 志	松山市畑寺3丁目18-15

○愛媛県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 純 也	松山市谷町474-2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316
"	門 屋 浩 美	松山市谷町36-1
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町133-1
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38-2
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330
"	阿 部 憲 治	松山市谷町307
"	谷 岡 勲	松山市谷町132-3
監 事	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474-1
"	寺 井 昭 男	松山市谷町26-3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 純 也	松山市谷町474-2
"	門 屋 泰 三	松山市谷町316
"	山 崎 裕 史	松山市谷町451-5
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36-1
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379

"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133-1
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38-2
"	寺 井 雅 信	松山市谷町330
"	阿 部 憲 治	松山市谷町307
監 事	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474-1
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26-3

○愛媛県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 宗 勝 則	松山市西長戸町729

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 龍 夫	松山市西長戸町849-1

○愛媛県告示第546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 洋 司	松山市西石井4丁目8-29
"	白 石 惠 三	松山市西石井5丁目5-28
"	白 石 壽 穂	松山市西石井5丁目9-30
"	渡 部 晴 幸	松山市西石井5丁目9-10
"	白 石 昌 光	松山市西石井6丁目14-27
"	八 束 近 人	松山市西石井1丁目2-27
"	永 井 浩 昭	松山市西石井6丁目9-10
"	渡 部 正 三	松山市西石井5丁目10-22
監 事	白 石 英 明	松山市西石井5丁目14-33
"	前 田 和 幸	松山市西石井4丁目4-21

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 洋 司	松山市西石井4丁目8-29
"	白 石 惠 三	松山市西石井5丁目5-28
"	白 石 壽 穂	松山市西石井5丁目9-30
"	渡 部 晴 幸	松山市西石井5丁目9-10

〃	白石 昌光	松山市西石井6丁目14-27
〃	八束 近人	松山市西石井1丁目2-27
〃	永井 浩昭	松山市西石井6丁目9-10
〃	渡部 正三	松山市西石井5丁目10-22
監事	白石 英明	松山市西石井5丁目14-33
〃	前田 和幸	松山市西石井4丁目4-21

○愛媛県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植木 喜代春	松山市勝岡町2558
〃	原 運久	松山市勝岡町2535
〃	岡本 邦久	松山市勝岡町2511
〃	大野 信良	松山市勝岡町1288-4
〃	柳原 浩志	松山市勝岡町2573-1
〃	大野 信哉	松山市勝岡町1287
監 事	大野 勝利	松山市勝岡町1268-2
〃	植田 輝久	松山市勝岡町1092

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植木 喜代春	松山市勝岡町2558
〃	原 運久	松山市勝岡町2535
〃	岡本 邦久	松山市勝岡町2511
〃	大野 信良	松山市勝岡町1288-4
〃	柳原 浩志	松山市勝岡町2573-1
〃	大野 信哉	松山市勝岡町1287
監 事	大野 勝利	松山市勝岡町1268-2
〃	植田 輝久	松山市勝岡町1092

○愛媛県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中山 正敏	松山市志津川町303

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白石 利範	松山市志津川町338-2

○愛媛県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村上 健一	松山市三町1丁目3-10
〃	石丸 城司	松山市三町3丁目16-24
〃	石丸 京子	松山市三町2丁目6-14
〃	三好 博臣	松山市三町3丁目13-28
〃	日野 哲雄	松山市三町2丁目4-10
〃	大西 久利	松山市三町3丁目6-15
〃	高石 年雄	松山市三町2丁目15-11
監 事	竹村 元收	松山市三町3丁目14-15
〃	小椋 房雄	松山市三町3丁目6-10

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三好 博臣	松山市三町3丁目13-28
〃	日野 哲雄	松山市三町2丁目4-40
〃	竹村 元收	松山市三町3丁目14-15
〃	村上 健一	松山市三町1丁目3-10
〃	石丸 京子	松山市三町2丁目6-14
〃	石丸 城司	松山市三町3丁目16-24
〃	小椋 房雄	松山市三町3丁目6-10
監 事	大西 久利	松山市三町3丁目6-15
〃	池田 育子	松山市三町3丁目15-23

○愛媛県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横田 祐享	松山市山西町540
〃	川崎 俊一	松山市南吉田町1502
〃	清水 良雄	松山市清住2丁目1094-2
〃	一色 覚	松山市南斎院町879-3
〃	清水 俊弘	松山市高岡町605
〃	一色 悟	松山市北斎院町522

"	家木 貞夫	松山市竹原3丁目14-13
"	西野 不可止	松山市生石町552
"	関谷 石男	松山市南斎院町1041
"	三好 陽造	松山市高岡町764
"	宮崎 眞一	松山市北斎院町196
"	関谷 重男	松山市南吉田町919
"	森 棟勝弘	松山市別府町564
監事	関谷 治夫	松山市南斎院町978-3
"	丹下 邦夫	松山市南江戸2丁目7-23
"	栗原 洋一	松山市別府町843
"	高岡 道生	松山市南斎院町816

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	横田 祐享	松山市山西町540
"	森山 邦雄	松山市別府町458-9
"	清水 良雄	松山市清住2丁目1094-2
"	川崎 俊一	松山市南吉田町1502
"	清水 俊弘	松山市高岡町605
"	一色 悟	松山市北斎院町522
"	家木 貞夫	松山市竹原3丁目14-13
"	一色 覚	松山市南斎院町879-3
"	西野 不可止	松山市生石町552
"	関谷 石男	松山市南斎院町1041
"	三好 陽造	松山市高岡町559
"	宮崎 眞一	松山市北斎院町196
監事	関谷 治夫	松山市南斎院町 978-3
"	関谷 重雄	松山市南吉田町919
"	丹下 邦夫	松山市南江戸2丁目7-23
"	栗原 洋一	松山市別府町843

○愛媛県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	堀内 洋助	松山市和泉北3丁目14-24
"	大野 陽一	松山市和泉北3丁目3-13
"	山田 憲二	松山市和泉南5丁目3-22
"	濱田 頼男	松山市和泉南5丁目6-8
"	大野 幸良	松山市和泉北3丁目6-12
"	大野 耕三	松山市和泉北3丁目3-12
"	堀内 省三	松山市和泉北2丁目8-35
監事	飯泉 善明	松山市和泉北3丁目13-32
"	堀内 謙一	松山市和泉北3丁目8-5

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	堀内 孝朗	松山市和泉南4丁目2-24
"	堀内 洋助	松山市和泉北3丁目14-24
"	堀内 悦夫	松山市和泉北3丁目20-25
"	大野 陽一	松山市和泉北3丁目3-13
"	大野 幸良	松山市和泉北3丁目6-12
"	山田 憲二	松山市和泉南5丁目3-22
"	濱田 頼男	松山市和泉南5丁目6-8
監事	飯泉 善明	松山市和泉北3丁目13-32
"	大野 耕三	松山市和泉北3丁目3-12

○愛媛県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市見奈良土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市田窪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛淵下井手土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市下林下土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北吉井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市樋口土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

○愛媛県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

東温市西岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市吉久土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市保和土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市揚畑田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市梅本地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市勝岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久保田土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市久米地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市坂本地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市志津川町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市谷町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市西石井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北条市北条土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市南高井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

○愛媛県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地134番1から 同町菅生1番耕地152番1まで	旧	メートル 4.0～9.7	キロメートル 0.045	
		上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地131番3から 同町菅生1番耕地152番4まで	新	5.5～17.0	0.045	

○愛媛県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6705番3から 同町西谷字中久保6706番3まで	旧	メートル 8.3～15.0	キロメートル 0.034	
			新	16.7～20.0	0.034	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6693番から 同町西谷字中久保6699番1まで	旧	18.4～30.9	0.049	
			新	28.1～38.2	0.049	

○愛媛県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和3年4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6705番3から 同町西谷字中久保6706番3まで	令和3年4月27日
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6693番から 同町西谷字中久保6699番1まで	"

○愛媛県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、南予水土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和3年4月27日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

公 告

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和3年4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

(1) 業務名

えひめICT学習支援システム開発・運用保守業務

(2) 業務内容

えひめICT学習支援システム開発・運用保守業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 提案者の実績

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績及び提案パッケージの当該業務と同種又は類似の業務への導入の実績

イ システムの基本方針

システム基本方針及びシステムの特徴の妥当性

ウ システムの機能要件

システム全体図、大量データ保存・活用のためのサーバ確保、C B T問題作成プラットフォーム、自動採点機能（選択式・短答式・記述式（A I採点補助機能））、問題バンク機能及び調査結果分析システムの妥当性

エ システムの非機能要件

I D管理、県独自の学習シートC B T化及びセキュリティ要件の妥当性

オ システムの開発実施方法

プロジェクトの管理、開発手法、開発スケジュール等の妥当性

カ システムの運用保守要件

システムの運用保守の内容、拠点及び方法の妥当性

キ システムの開発費用及び運用保守費用

システムの初期開発コスト及び運用保守コストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課教育指導グループ
〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2943

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和3年4月27日（火）から同年5月13日（木）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年5月14日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年6月7日（月）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課教育指導グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2943

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Development , operation and maintenance of learning support system for students and teachers in Ehime Prefecture , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p .m . , May 14 , 2021

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p .m . , June 7 , 2021

(3) For further inquiries relating to the proposal , please

contact: Educational Guidance Group , Compulsory Education Division , Guidance Department , Board of Education secretariat , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2943

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年4月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,148,354
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,968
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,545

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,277	14,426
南宇和郡	18,260	6,087
松山市・上浮穴郡	435,175	139,196
今治市・越智郡	137,596	45,866
宇和島市・北宇和郡	75,313	25,105
八幡浜市・西宇和郡	36,433	12,145
新居浜市	98,914	32,972
西条市	90,436	30,146
大洲市・喜多郡	49,876	16,626
伊予市	30,898	10,300
四国中央市	72,299	24,100
西予市	31,763	10,588
東温市	28,114	9,372